

【すこやか歳時記】 神無月の候



今月は「十三夜」のお月見で、
欠けていることや不足を認識。
満ち足りた下半期への好機に

先月の「十五夜」に次いで今月の10月8日には「十三夜」のお月見を迎えます。こちらは栗名月や豆名月とも呼ばれ、続けて観ることができる縁起が良いとの伝承があります。先月と同じく週末の土曜日にあたりますので、栗や豆料理またはお菓子をお供に、「十三夜」の名月もゆったりした気分でお楽しみください。実際の満月は10日ですから少し欠けた月になりますが、その不足をあえて認めながらも美しさを感じる心のゆとりが先人から伝えられています。

今年度も上半期は終わり下半期がスタートしました。上半期に欠けていたことや不足していたことを見つめ直して、また新たな気持ちでチャレンジを続けることが、満ち足りた業績につながる良い機会になる時期だとも考えられます。



育児休業給付金と支給申請手続

令和4年10月以降の育児休業給付に関する雇用保険手続きのリーフレットが厚生労働省より公表されています。

10月より法改正となる、

- ・出生時育児休業制度
- ・育児休業の分割制度
- ・1歳以降の夫婦での延長交替



に基づいた申請手続きについて記載されていますので、今のうちから確認して準備しておきましょう。

日々是好日カレンダー

10月	OCTOBER
神無月・時雨月・初霜月・神在月	
1土	・衣替え ・土地の日 ・労働保険適用促進月間
2日	・国際非暴力デー ・豆腐の日 ・望遠鏡の日 ・シャツの日
3月	・交通戦争一日休戦の日 ・登山の日 ・ドイツ統一の日 ・世界ハビットデー
4火	・世界動物の日 ・証券投資の日 ・都市景観の日 ・イフシの日
5水	・世界教師デー ・時刻表記念日 ・レジ袋ゼロデー ・社内報の日
6木	・国際協力の日 ・役所改革の日 ・国際協力週間（～12日）
7金	・盗難防止の日 ・ミステリー記念日 ・バーコードの日
8土	・寒露 ・十三夜 ・国立公園制定記念日
9日	・世界郵便デー ・道具の日 ・トラックの日 ・塾の日
10月	・スポーツの日 ・目の愛護デー ・世界メンタルヘルスデー
11火	・雇用保険被保険者資格取得届の提出
12水	・世界運動器週間（～20日） ・コロンブスデー ・豆乳の日
13木	・引っ越しの日 ・サツマイモの日 ・麻酔の日
14金	・世界標準の日 ・鉄道の日 ・PTA週間（～20日）
15土	・新聞週間（～21日） ・助け合いの日 ・きのこの日
16日	・世界食糧デー ・世界脊髄デー ・ボスの日 ・辞書の日
17月	・薬と健康の週間（～23日） ・貧困撲滅国際デー ・貯蓄の日
18火	・統計の日 ・冷凍食品の日 ・ドライバーの日 ・木造住宅の日
19水	・海外旅行の日 ・イクメンの日 ・日ソ国交回復の日 ・住育の日
20木	・秋の土用入り ・えびす講 ・世界骨粗鬆症デー ・リサイクルの日
21金	・婦人労働旬間（～31日） ・国連週間（～27日） ・国際反戦デー
22土	・国際吃音啓発の日 ・平安遷都の日 ・パラシュートの日
23日	・霜降 ・電信電話記念日 ・モルの日 ・高圧ガス保安活動促進週間（～29日）
24月	・軍縮週間（～30日） ・国連デー ・世界開発情報の日 ・文鳥の日
25火	・産業観光の日 ・民間航空記念日 ・世界バスターデー ・島原の乱の日
26水	・原子力の日 ・柿の日 ・きしめんの日 ・青汁の日
27木	・読書の日 ・文字活字文化の日 ・ディベアズデー
28金	・速記記念日 ・日本のABCデー
29土	・インターネット誕生日 ・ホームビデオ記念日 ・おしぼりの日
30日	・香りの記念日 ・初恋の日 ・たまごかけごはんの日
31月	・社会保険料納付期限（10月分）

《今月の特集①》未払い残業時効延長のリスクを考える

2020年4月の民法改正により賃金請求にかかる時効が5年に延長されました。これに伴い、未払い残業代の請求をされた時の金銭リスクはどのくらい上がるのかを考察します。

はじめに

民法では様々な債権の消滅時効期間を定めていますが、労働者にとって重要な債権である「賃金」の消滅時効期間は、労働基準法で定められています。もともと民法では「月又はこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権＝いわゆる毎月の賃金」は1年で消滅すると定められていましたが、それだと労働者の保護に欠けることから、賃金債権については労働基準法によって2年の消滅時効期間が定められていました。

改正の内容

2020年4月の改正民法施行と同時に上記の労働基準法も改正され、賃金の消滅時効期間が原則5年になりました。ただし、当分の間は経過措置として3年とされました。



改正のポイント

- ①賃金請求権の消滅時効期間が2年から5年に延長（ただし、当分の間3年）
- ②2020年4月1日以降に支払われるすべての賃金が新たな消滅時効期間の対象となる
- ③賃金台帳など記録の保存期間も5年（当分の間3年）に延長

具体的な影響

例えば月末締め翌月10日払いの会社の「2020年4月分」の賃金にかかる時効は2023年5月10日に完成しますが、これは法改正前であれば「すでに会社側が時効消滅を主張できていた賃金」になります。つまり、2022年4月以降の未払い残業代請求事件は徐々に請求対象月が拡大し、来年度以降は3年分の請求をされることになります。



シミュレーション

1日2時間＝月間40時間の残業をした場合の月給別、時効年数別未払い残業代リスクをシミュレーションした表が以下の通りです。時効が3年、5年と延長することで当然未払い残業代リスクも1.5倍、2.5倍と増えることになります。また、残業時間がさらに多い場合、月間60時間超の残業の割増率アップ（25%→50%）の影響も受けることになるため、金銭的リスクはさらに高まることになります。

時効年数、月給額に応じた未払い残業代の試算表

		時効年数		
		2年	3年	4年
月給	20万円	141万円	211万円	352万円
	30万円	211万円	317万円	529万円
	40万円	282万円	423万円	705万円
	50万円	352万円	529万円	882万円

※月間残業40時間、月所定労働時間170時間、割増率25%

時効の完成猶予

その他2020年の民法改正により、差押えや訴訟など、裁判所の手続きのほかに、**当事者間で協議を行う旨の合意が書面でされた場合も**、原則として1年間ずつ（最大5年）時効の完成を猶予することができます。つまり、時効が延びただけでなく今までよりも簡単に時効完成を阻止できるようになった点でも労働者側に有利な改正と言えるでしょう。

《今月の特集②》2022年10月以降の雇用調整助成金について

特例措置が段階的に縮小している雇用調整助成金について、10月、11月の内容が発表されました。助成内容を解説するとともに、不正受給調査についても取り上げます。

はじめに

雇用調整助成金は、業績悪化などの理由で従業員を休業させるときの休業手当の一部を補填するものですが、新型コロナウイルス感染拡大による深刻な影響を受けている企業向けに「助成率と1日当たりの上限額を増やす」特例措置が設けられています。そして現在はコロナ騒動の収束に向けて段階的に特例措置を縮小しています。

10月、11月の助成内容

10月、11月分雇用調整助成金の助成率及び上限額は以下の通り発表されました。ポイントとしては①地域特例・業況特例の場合の上限額が15,000円から12,000円に減額されたほか、②原則の場合の上限額がコロナ特例前の金額（雇用保険の基本手当の日額上限）に戻されました。

		2022年 7月～9月	2022年 10月～11月
中小企業	原則的な特例措置	4/5 (9/10) 9,000円	4/5 (9/10) 8,355円
	地域特例 業況特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 12,000円
大企業	原則的な特例措置	2/3 (3/4) 9,000円	2/3 (3/4) 8,355円
	地域特例 業況特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 12,000円

※カッコ書きの助成率は解雇等を行わない場合

なお、地域特例、業況特例に係る条件は9月以前と変わりません。業況特例については、売上などの生産指標が、最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主が対象となります。この業況は毎月確認資料の提出を求められます。

助成金額への影響

この変更により、10月以降の雇用調整助成金額は平均給与額が高い会社ほど減額幅が大きくなります。

＜地域・業況特例（解雇なし）の場合の休業1日あたり助成金減少率※＞

平均日給額	2022年 9月まで	10月、11月	減少率
20,000円	15,000円	12,000円	20%
13,000円	13,000円	12,000円	8%
12,000円	12,000円	12,000円	0%

※上記は概算であり実際の申請金額とは異なります。

不正受給調査

不正受給調査が厳格化されており、次のように取り締まり対象となる不正の例が示されています。

架空休業	実際には出勤（テレワーク含む）しているにもかかわらず休業したもとして休業日数や休業時間を“水増し”して申請
架空休業	出勤日にタイムカードを打刻しないよう従業員に指示する等により法定帳簿（出勤簿、賃金台帳など）を改竄・偽造して申請
架空雇用	退職した従業員を現在も雇用しているように装う、あるいは架空の人物を雇用しているよう装い、休業したもとして申請
架空休業手当	実際には従業員に所要の休業手当を支払っていないが、支払ったことを装い申請

2022 年最低賃金について

最低賃金が昨年同様に大幅アップする見込みとなりました。

コロナ禍や物価上昇の影響により、経営が厳しい事業者もある中でなぜ最低賃金が大幅に上がるのでしょうか。理由として、最低賃金が景気改善のための重要な経済施策の一つであると考えられていることが挙げられます。



ランク	都道府県	上昇額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	31 円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	31 円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	30 円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	30 円

各都道府県の引上げ額の目安については、地域別有効求人倍率などを考慮の上、都道府県ごとにランクを定めて目安が示されていますが、右表の通りいずれのランクも「30円以上のアップ」とされています。

最低賃金は時給で示されるため、月給制の場合は以下の手順で時給に換算して最低賃金チェックをします。

- ①最低賃金計算から除外する手当※を月給から除く
※家族手当、通勤手当、住宅手当、臨時手当など
- ②①を1箇月平均所定労働時間で割る
- ③地域別最低賃金と比較する

ご不明な点は、担当者までお問い合わせください。

スタッフ紹介

福岡中央労務管理事務所
白水 拓

Taku Shirayuzi



白水です。主に労務コンサルを担当しています。日々起こりうる労務トラブルの防止や対策など職場でのお悩みが一つでも解決できると嬉しく思います。

Q 趣味を教えてください

A ゴルフをしています。どなたか一緒にいただけるという方はお声掛けください！

Q 座右の銘はなんですか

A 深い川は静かに流れる

Q 好きなスポーツを教えてください

A サッカーです。今は動けないので自分ではやってませんが、子供のサッカーを見に行くと自分の方が熱くなって嫌がられます…

当事務所でも DX の促進に取り組んでおりますが、これからはデジタルツールを取り入れていくことで労務トラブル防止にもつながると考えています。ぜひご相談ください。

当事務所について



労務ジャパン株式会社
福岡中央労務管理事務所

当事務所は福岡高等裁判所（新庁舎）の南門から徒歩 1 分です。ミニセミナーの開催も行います。ぜひお気軽にお越しください。

《住所、電話番号》

〒810-0031 福岡市中央区谷 2-14-8

TEL 092-734-2300

FAX 092-734-2301

《事務所地図》



地下鉄七隈線 六本松駅より徒歩約 5 分
セブンイレブンが目印です。



すこやか労務月報

[10月版]
No.65

秋の、私の、健康ケッコーに。

例年10月1日～7日に厚生労働省などで実施されている「全国労働衛生週間」では、毎回その年のスローガンが選ばれています。今年的一般公募249件の中から決まったのが「あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場」です。まず自分自身が心身ともに健やかな状態で仕事ができることが、職場全体の健康にもつながります。

新型コロナウイルス感染症への対応は感染者数の変化に一喜一憂することなく、引き続き徹底して気を抜かないようにお願いします。また今年は6月下旬から猛暑になって夏が長かったこともあり「秋バテ」の増加も懸念されます。寒暖差の変化や栄養バランスなどにもご注意ください。秋は意外に食中毒也多発しますので食品の衛生管理にも要注意です。



10月の
注意ポイント

- その**①** 引き続き感染症対策に気を抜かずに !!
- その**②** 秋バテによる体調の低下にご注意を !!
- その**③** 弁当や総菜などの食中毒に気をつけて !!